

小谷ゆり子
弁護士
スクワイヤ外国法共同事業法律事務所

南 かおり
日本国弁護士・英国事務弁護士（イングランド&
ウェールズ）
Squire Patton Boggs ロンドン事務所

正式離脱への道のり¹

2016年6月23日に実施されたイギリスの欧州連合（European Union. 以下「EU」という）からの離脱の是非を問う国民投票は、EUからの離脱を支持する票が過半数を占める結果となった²。EUからの離脱は、イギリスおよび他のEU加盟国に所在する、あらゆる産業の企業およびその従業員に、そして、その他の地域に所在しながらもEUまたはEU内の法人に何らかの利害関係を有する企業にも、影響を及ぼす可能性がある。また、イギリス国内で商品を製造する場合、またはイギリスを経由して他のEU諸国に商品またはサービスを提供する場合にも、同様の影響を受け得る。しかし、現時点では、企業活動に与える影響を具体的に予測することは困難である。

もっとも、ここ数ヶ月の間に急激な変化が起こることは考えにくいということだけは言える。

今回の国民投票はあくまでも国民の意思を諮るための投票に過ぎない。それ自体に法的効果はなく、イギリス、ヨーロッパ、およびそれ以外の地域との間の法的関係をただちに変更する効力を有するものではない。

離脱の正式な手続は、イギリス政府から欧州理事会（European Council）に対する、EU（リスボン）条約第50条に基づく通告により開始され、離脱の具体的な詳細（「離脱合意書」）を定めるための2年間の交渉期間が始まる。

その際、離脱の基本的な条件についての交渉とともに、その他の事項に関するイギリス・EU間の将来の関係の詳細を定めるために、追加の交渉も行われる可能性が高い。

離脱合意書が2年の間に締結されなければ、全EU加盟国の同意により交渉期間を延長することが可能であるものの、その場合でも交渉期間終了と同時にイギリスは自動的にEUの加盟国としての地位を失うことになる。すなわち、イギリス議会がイギリス国民の表示した意思に従い、正式にEU条約（リスボン条約）³に基づくEU離脱の通告を行ってから、EUからの離脱の手続が完了するまでに、数年かかる可能性があるのである。その間イギリスの法律に実質的な変更があるとは考えにくい。

本稿執筆の時点（2016年8月19日）ではイギリス政府が離脱の通告を行う時期は未定であり、7月に就任したメイ首相は2016年内の離脱通告を見送る意向を示しているようである⁴。したがって、上記の2年の交渉期間がいつ開始するのか、ひいてはいつ離脱の効果が生じるか、現時点では不明である。今後の動向を注意して見守る必要がある。

離脱の通告が行われ、交渉期間が開始しても、離脱の経済的影響のみならず、あらゆる分野における将来の規制および法的ルールについて、すべてはイギリス・EU間の交渉次第で異なってくる。そのため、EU・イギリス間の関係は、実際に離脱の条件の詳細を定めた合意が整うまで、不確実な状態が続くことになる。

1. 本稿はSquire Patton Boggs Brexit検討チームの執筆によるニューズレター、および2016年8月10日、19日、23日付、新日本法規出版e-hoki「LIMM Webmagazine」リーガルコラム掲載「Brexit（イギリスEU離脱）が知的財産権に与える影響(1) - (3)」(弁護士 井口加奈子・同 南かおり訳・編)を基に加筆修正したものである。

2. 離脱支持51.9%、残留支持48.1% 選挙委員会ホームページより <http://www.electoralcommission.org.uk/find-information-by-subject/elections-and-referendums/past-elections-and-referendums/eu-referendum/electorate-and-count-information>

3. Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing the European Community (2007/C 306/01)

4. 複数のメディアの報道および代理人法律事務所からの情報によると、離脱の通告に関わるイギリス国内での手続をめぐって訴訟が提起されており、その訴訟手続の中で、国の代理人が、2016年中に第50条の通告を行う予定がない旨述べたとされている。ただし、同訴訟は係属中であり、正式な弁論手続の開始も2016年10月以降になるため、今後の展開次第では異なる主張がなされる可能性もあり得る。

EU・イギリス間の将来の関係については、さまざまな可能性があり得る。その一つは、イギリスが欧州経済領域（European Economic Area .以下「EEA」という）⁵および欧州自由貿易連合（European Free Trade Association. 以下「EFTA」という）に加盟するというものである。EEAはEUの単一市場との間で物品、サービス、資本、および人の移動の自由を享受しており、EU法および欧州司法裁判所の判断にも服することになる⁶。すなわち、実質的には、EU加盟国である状態と大きく異なるものではない。また、EUとの間で自由貿易協定（Free Trade Agreement. 以下「FTA」という）を締結し、EUの単一市場との間で何らかの流通の自由につき合意するという可能性もあり得る。さらに、世界貿易機関（World Trade Organisation. 以下「WTO」という）のルールのみに従うとする可能性もある。これは、EUとの間で何ら合意が整わない場合、またはEUとの関係を極小化してEUのルールには一切服しないと決めた場合である。

上記のEEAに加盟する場合はもちろん、そうでないシナリオを辿った場合でも、EUからの離脱の合意が成立後、EU由来のイギリスの国内法がすべてただちに効力を失うわけではない。イギリスの国内法からEU法の要素を完全に取り除くのか、または現状のまま維持するのか、すべての法律を精査して国内法を整える膨大な作業が始まるのである。

このように、詳細は不確定であるものの、いずれにしても、EUからの離脱が企業の法的な義務に何らかの影響を及ぼす可能性があるのは確かであるから、離脱の手続が開始する前の現時点からでも、あり得る事態を想定して対策を検討し始めることが賢明であろう。

本稿では、以下、雇用・ビザに関する影響を中心に、それらと密接に関連するデータ保護および営業秘密に関わる義務への影響についても触れる。

雇用および労働ビザへの影響

EUに属しているということは、原則として、物品、サービス、資本、法人、労働者、および人が、EU加盟国内で自由に移動できる権利を享受できるということを意味する。このような、EU域内での移動の自由を保護しているということは、すなわち、物品およびサービスの販売または頒布、資本や人の移動、他のEU加盟国に本拠を有する人や企業によるそれらの子会社や支店の設立などに、直接または間接に制限を課すことは禁止されているというのが共通理解である。

したがって、原則として、EU加盟国の国籍を有する者は、EU加盟国の他の国での雇用に当たり、特別の労働ビザは不要である。この点、現状においては、イギリス国内に所在する企業が、EU加盟国からの労働者を雇用するに当たり、特別の労働ビザの取得は必要とされていない。

しかし、離脱交渉期間後、正式にイギリスのEU加盟国の地位が終了すれば、EUは、イギリスとの離脱の基本合意、およびその他の関係を別途定める

合意などにより、このような物品、サービス、労働者、および人の移動に関する異なる規制を定めることが可能になる。したがって、労働者の移動に関するイギリス・EU間の基本合意の内容如何によっては、実務上、雇用に大きな影響があり得る。

イギリス国内の雇用法制について

イギリスが正式にEUを離脱する時点においても、EU離脱自体によって、すでにイギリスの国内法として成立している雇用法が変更されるわけではない。当該雇用法が、たとえ欧州司法裁判所の判決やEU指令に基づいたものであっても、同様である。したがって、事業譲渡（雇用保護）規則⁷、人権法⁸、労使評議会⁹、集団的情報および協議に関わる各種規則、派遣労働者規則¹⁰、労働時間規則¹¹、EU法由来の労働者の健康と安全に関わる規則等の労働法制にただちに変更はない。

人種的もしくはビザの要否に基づいてイギリス国籍者、EU国籍者のいずれかの採用・不採用を決めることは、これまでと同様に違法な差別とされる。

EEA域内からの労働者について

現在イギリス国内において働くEEAの国籍を有する労働者は、EEA協定参加国内での労働者の移動の自由の権利が保護されている。この権利に基づいてイギリス国内に滞在する労働者は、EU離脱の国民投票から自動的にイギリスに滞在する権利を失うものではない。したがって、現時点では、ただちにイギリスからの退去や、イギリス国内における勤務の停止が必要となるわけではない。

7. 「Transfer of Undertakings (Protection of Employment) Regulations 2006」およびその改正法である「Collective Redundancies and Transfer of Undertakings (Protection of Employment) (Amendment) Regulations 2014」の二法の総称である。EU指令である、「Council Directive 2001/23/EC of 12 March 2001 on the approximation of the laws of the Member States relating to the safeguarding of employees' rights in the event of transfers of undertakings, businesses or parts of undertakings or businesses」の内容に沿う法律を、イギリスの国内法として制定したものである。一般的には、略してTUPEと呼ばれる。

8. 欧州人権条約（European Convention on Human Rights）を国内法に反映させるための、イギリス国内法であるHuman Rights Act 1998

9. Works Councils. 労働者の代表で構成される団体。

10. EU指令（Temporary Agency Work Directive 2008/104/EC）に基づくイギリス国内法であるThe Agency Workers Regulations 2010

11. EU指令（EU Working Time Directive 2003/88/EC）に基づくイギリス国内法であるWorking Time Regulations 1998

5. 現在EEAには、スイスを除く欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、およびEU加盟国が参加している。

6. 欧州自由貿易連合独自の裁判所の判断を通して、欧州司法裁判所の判例を適用することになる。

イギリスから休暇や出張で出国した場合には、特別のビザを要することなく、イギリスに再入国することができる。したがって、日本企業のイギリス現地法人・駐在事務所においてEEA国籍者を雇用している場合でも、当面は、これらの労働者の滞在・労働ビザ等に関して何らの措置も取る必要はない。

もっとも、現在既にイギリス国内で働くEEA加盟国からの労働者が、EUからの離脱の効果が発生した後、新たに滞在・労働ビザを取得する必要が生じるのか、特別のビザが与えられるのか、その他あらゆる可能性が考えられるものの、現状では、今後具体的にどのような取り決めがなされるのかについて一切明らかになっていない。

EU離脱の基本合意が整うまでの当面の間は、EEAの国籍を有する者を労働ビザなしで新たに雇用することも可能である。しかしながら、EUとの離脱の基本合意の内容如何によっては、労働者の移動の自由が大きく変更となり、すべてのEEA国籍者について労働ビザを必要とされる可能性もあり得る。日本企業のイギリス法人または駐在事務所において、EEAからの比較的未熟練な労働者を多数雇用している場合は、彼らの代わりに、イギリスの労働市場から労働者を確保することが現実的であるか否かを検討し始める必要がある。

EEA域外からの労働者について

今回の国民投票は、あくまでもイギリスとEUとの関係に関するものであり、日本その他のEEA加盟国以外の国籍者の滞在・労働ビザには何ら影響を及ぼすものではない。

しかしながら、イギリス政府の移民政策は過去に度々変更され、滞在・労働ビザをめぐる規制も、頻繁に改正が繰り返されてきている¹²。したがって、今回のEU国民投票の結果に伴い、EU加盟国からの労働者の滞在・労働ビザの取扱いが検討されるに当たって、EU加盟国以外からの労働者のビザに関する規制にも見直される部分がある可能性は否定できない。イギリスの現地法人または駐在事務所に日本人従業員を派遣している日本企業は、日本人に適用され得る労働ビザの制度変更に関して、併せて注意を払っていくべきである。

他のEEA加盟国で働くイギリス人について

ヨーロッパ大陸で現在働いているイギリス国籍の労働者も、ただちに同国での労働の権利を失うわけではなく、今すぐにイギリスに戻る必要はない。すなわち、ヨーロッパ大陸に所在の日本企業の現地法人・駐在事務所においてイギリス国籍者を雇用している場合でも、当面は、これらの労働者の滞在・労働ビザ等に関して何らの措置も取る必要はない。

しかし、長期的に見れば、彼らの地位は、出入国管理につきEU・イギリス政府間でいかなる合意がなされ、EUがいかなる方針を採用するか、その内容次第で異なってくる。さまざまな可能性があり得る点、および現状では具体的な方針がまったく不明である点、上記のイギリス国内で働くEEA加盟国からの労働者に関して述べたとおりである。

データ保護について

データ保護規制は、雇用・ビザとの関係でも大いに重要である。EU加盟国内に事業所を有する場合、イギリスとその他のEU加盟国間で従業員個人のデータの授受を日常的に行っている企業も多く、イギリスのEUからの離脱によって、そのようなデータ処理にさまざまな不便が生じ得るからである。

現在、EU加盟国は、1995年のEUデータ保護指令¹³に基づき、同指令内容と同等のデータ保護規制を国内法として制定しており、いずれの国においても同一レベルでのデータ保護が図られているという建前である。EU加盟国間においてはデータの移転を自由に行うことが可能であり、EU加盟国いずれの企業においても、同一企業内で従業員に関するデータを授受することに大きな障害はない。

しかし、EUから離脱した後は、イギリス国内で、EU所在のまたはEU加盟国の国籍者である従業員に関する個人データを使用することに不明確な状態が生じる可能性がある。その理由は、現行のデータ保護規制を大きく変更する、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation、以下「GDPR」という）¹⁴の成立である。2016年4月に成立したGDPRは、2018年5月25日に施行されるどころ、離脱の通告の時期や離脱の合意に向けた交渉内容も明確でない現状では、GDPRの施行日までにEUからの離脱が完了せず、よってGDPRがイギリス国内法として有効となるのか、施行以前にイギリスがEUから離脱しているのか、まったく不明なのである。

もっとも、GDPRは、EU加盟国の国民に関するデータを処理する場合、またはEU加盟国内において何らかの事業活動を行っている場合には、当該企業の所在地がEU域外であってもデータ保護規制を適用すると定めている。したがって、EUからの離脱後であっても、イギリス所在の企業がただちにGDPRの規制対象外となるわけではない。EUとの取引が多い企業にとっては、いずれにしてもGDPRを遵守する必要性が生じる可能性が大きい。

13. Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data

14. REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)

12. イギリス政府ホームページより2003年から2016年の移民関連規則の改正履歴。「Immigration Rules: statement of changes <https://www.gov.uk/government/collections/immigration-rules-statement-of-changes>

そのため、離脱の手續の完了如何にかかわらず、GDPRと同内容の法律をイギリス国内法として制定すべきという意見が出される可能性もあり得る。

営業秘密について

一般的に、雇用契約中に営業秘密に関わる条項がおかれるのが通常であり、雇用問題と営業秘密に関する法制は密接に関連している。

「営業秘密の保護に関するEU指令」¹⁵が新たに制定され、2016年7月5日に施行された。同指令は、EU加盟国に対して、2年以内に指令内容に従った国内法を制定する義務を課している。2年後には正式にイギリスのEUからの離脱が実施されている可能性があることから、国内法化する必要はないとの議論もあり得る。

しかし、営業秘密の保護に関する指令は、EU全域にわたって営業秘密を保護し、もって投資および研究開発の促進することを目的として制定されたものであり、EU加盟国からイギリスへの投資が停滞することによる損失を最小限にするため、何らかの形で国内法に反映させるべきとの意見が支持される可能性も考えられる。

もっとも、国内法に反映する手續をとることになった場合でも、すでに、営業秘密の保護に関するEU指令に定める内容がイギリス国内の制定法または判例法で整備されていると判断される可能性もあり得る。そのような場合には、実質的には、営業秘密をめぐる取扱いが従前と大きく異なることにはならない。

15.DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure